

# 官報 号外 平成七年二月二十一日

## ○国百三十二回 衆議院会議録 第八号

平成七年二月二十一日(火曜日)

議事日程 第五号

平成七年二月二十一日

午後一時開議

第一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案(内閣提出)

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する法律案(内閣提出)

平成七年二月二十一日 衆議院会議録第八号 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 旅券法の一部を改正する法律案

午後一時三分開議  
○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。  
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 採決いたします。  
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程第一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○議長(土井たか子君) 日程第一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

日程第二 旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○議長(土井たか子君) 日程第二、旅券法の一部を改正する法律案を議題といたします。

日程第三 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○金子原二郎君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事補の員数を十二人、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十四人増加しようとするものであります。

委員会においては、去る十七日前田法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終了し、直ちに採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

日程第四 旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○三原朝彦君 ただいま議題となりました旅券法の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、一般旅券の有効期間について、現行の五年を十年に延長するとの答申を行つております。

海外渡航が国民の間で一般化するに伴い、旅券の有効期間の長期化を望む声が高まってきたことから、平成四年六月、第三次臨時行政改革推進審議会は「一般旅券の有効期間については、現行の五年を十年に延長する」との答申を行つております。

本案は、このような答申に対応するため、一般旅券の有効期間を十年として、海外に渡航する國

民の一層の便宜を図るとともに、旅券に関する国際的な動向等を勘査して所要の規定の見直しを図らうとするものであります。

本案の主な内容は、

一般旅券の有効期間を十年とするとともに、国民の便宜も考慮し、有効期間が五年の一般旅券を選択的に申請できること。ただし、二十歳未満の者には容貌の変化が著しいこと等もあり、有効期間五年の一般旅券を発給すること、

有効期間が十年の一般旅券の手数料を一万五千円とすること、

未満の者に対しては、その旅券発給手数料を通常の五年有効旅券の半額とするなどについて規定しております。

本案は、去る二月七日外務委員会に付託され、九日河野外務大臣から提案理由の説明を聴取し、十七日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、本案は全会一致をもって可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

採決の結果、本案は全会一致をもって原案のと

## 官報(号外)

日程第三 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第三、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長井上一成さん。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔井上一成君登壇〕

○井上一成君 ただいま議題となりました船員の五年有効旅券の半額とするなどについて規定しております。

本案は、海上企業をめぐる経済事情及び国際環境の変化等に伴い、その事業規模の縮小等による離職船員の発生が今後も引き続き予想される状況にかんがみ、離職船員のうち再び船員となるとする者に対する就職促進給付金の支給に関する規定の整備を行うとともにあります。

このほか、船員雇用促進センターに雇用される労務供給船員の有給休暇等に係る船員法の適用に関する特例について、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

本案は、去る二月七日本委員会に付託され、八日亀井運輸大臣から提案理由の説明を聴取した後、十七日質疑を行い、同日質疑を終了いたしました。

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

おり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔井上一成君登壇〕

○井上一成君 ただいま議題となりました船員の五年有効旅券の半額とするなどについて規定しております。

本案は、海上企業をめぐる経済事情及び国際環境の変化等に伴い、その事業規模の縮小等による離職船員の発生が今後も引き続き予想される状況にかんがみ、離職船員のうち再び船員となるとする者に対する就職促進給付金の支給に関する規定の整備を行うとともにあります。

このほか、船員雇用促進センターに雇用される労務供給船員の有給休暇等に係る船員法の適用に関する特例について、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

本案は、去る二月七日本委員会に付託され、八日野市朗君登壇

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔日野市朗君登壇〕

○日野市朗君 ただいま議題となりました阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案について、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、阪神・淡路大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、阪神・淡路復興対策本部の設置等を定め、国と地方公共団体とが適

切な役割分担のもとに地域住民の意向を尊重しつつ協同して、阪神・淡路地域における生活の再建及び経済の復興を緊急に図るとともに、地震等の災害に対して安全な地域づくりを緊急に推進し、もって活力ある関西圏の再生を実現することを基本理念とするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、国は、基本理念にのっとり、別に法律で定める措置その他の措置を講ずるものとする第二に、総理府に、内閣総理大臣を本部長とし、国務大臣を副本部長、本部員とする阪神・淡路復興対策本部を置き、事務局を設置するものとすること。

第三に、この法律は、公布の日から施行し、施行の日から起算して五年を経過した日に、その効力が失うものとすること。

第四に、総理府設置法について所要の改正を行ふものとすること。

第五に、同日小里国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

第六に、本案は、去る二月十七日本委員会に付託され、同日小里国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

第七に、本案は、去る二月十七日本委員会に付託され、同日小里国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

第八に、本案は、去る二月十七日本委員会に付託され、同日小里国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

第九に、本案は、去る二月十七日本委員会に付託され、同日小里国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

第十に、本案は、去る二月十七日本委員会に付託され、同日小里国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

第十一に、本案は、去る二月十七日本委員会に付託され、同日小里国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

第十二に、本案は、去る二月十七日本委員会に付託され、同日小里国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

第十三に、本案は、去る二月十七日本委員会に付託され、同日小里国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

第十四に、本案は、去る二月十七日本委員会に付託され、同日小里国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

第十五に、本案は、去る二月十七日本委員会に付託され、同日小里国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

第十六に、本案は、去る二月十七日本委員会に付託され、同日小里国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○山本有二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同

法律案、都市再開発法等の一部を改正する法律案、被災市街地復興特別措置法案、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○遠藤和良君 ただいま議題となりました三法案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、大都市地域の都心部を中心に良質な住宅に対する著しい需要が存する現状にかんがみ、住宅及び住宅地の供給を促進するため、都心部及びその周辺の地域において良質な共同住宅を供給する都心共同住宅供給事業制度を創設するとともに、特定土地区画整理事業及び住宅街区整備事業の施行地区要件の緩和等を行おうとするものであります。

本件は、去る二月七日本委員会に付託され、同日に野坂建設大臣から提案理由の説明を聴取し、二月十四日質疑に入り、十六日、十七日及び本日にわたり慎重に審査を重ね、本日採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、被災市街地復興特別措置法案について申し上げます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、都市再開発法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、都市再開発法等の一部を改正する法律案、被災市街地復興特別措置法案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長遠藤和良さん。

本件は、大都市地域を中心として、居住環境の良好な住宅市街地を整備し、都市の健全な発展を図る必要性が高まっている現状等にかんがみ、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と市街地の環境の改善を図るために、市街地再開発事業の施行区域要件の緩和、再開発地区計画及び住宅地高度利用地区計画に関する都市計画を定める場合における要件の緩和、建築物の形態を適切に誘導するための地区計画制度の拡充、建築物の形態に関する規制の合理化、建築協定制度の拡充等を行おうとするものであります。

本案は、去る二月七日本委員会に付託され、同日に野坂建設大臣から提案理由の説明を聴取し、二月十四日質疑に入り、十六日、十七日及び本日にわたり慎重に審査を重ね、本日採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、被災市街地復興特別措置法案について

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、都市再開発法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、都市再開発法等の一部を改正する法律案、被災市街地復興特別措置法案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長遠藤和良さん。

本件は、大都市地域を中心として、居住環境の

良好な住宅市街地を整備し、都市の健全な発展を図る必要性が高まっている現状等にかんがみ、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と市街地の環境の改善を図るために、市街地再開発事業の施行区域要件の緩和、再開発地区計画及び住宅地高度利用地区計画に関する都市計画を定める場合における要件の緩和、建築物の形態を適切に誘導するための地区計画制度の拡充、建築物の形態に関する規制の合理化、建築協定制度の拡充等を行おうとするものであります。

本案は、去る二月七日本委員会に付託され、同日に野坂建設大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、本日採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

まず、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、都市再開発法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十二分散会

出席国務大臣

外務大臣	河野 洋平君
法務大臣	前田 敏男君
運輸大臣	龜井 静香君
建設大臣	野坂 浩賢君
國務大臣	小里 貞利君

(意見書受領)

一、去る十七日、人事院總裁弥富啓之助君から、  
國家公務員法第二十三条の規定に基づく国家公  
務員災害補償法の改正に関する意見を受領し  
た。

(報告書受領)

一、昨二十日、内閣から次の報告書を受領した。  
平成六年度第一・四半期における予算使用的状  
況

一、去る十七日、運輸委員会において、次のとお  
り理事を補欠選任した。

(理事補欠選任)

奥田 敬和君 (理事佐藤敬夫君去る十  
四日委員辞任及び補欠)

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任  
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

内閣委員

辞任 换欠

野田 佳彦君 吉田 公一君 野田 佳彦君

(地方行政委員)

辞任

谷 洋一君

(要求書受領)

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法  
律の臨時特例に関する法律

災害被害者に対する租税の减免、徵収猶予等に  
関する法律の一部を改正する法律

一、去る十七日、内閣から、阪神・淡路復興委員  
会特別顧問に本院議員後藤田正晴君を任命した  
いので、国会法第三十九条ただし書の規定によ  
り本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る十七日、本院は、衆議院議員後藤田正晴  
君が阪神・淡路復興委員会特別顧問に就くこと  
ができると議決した旨内閣に通知した。

法務委員

辞任

山本 有二君

遠藤 利明君

宮本 一三君

茂木 敏充君

広野 ただし君

宮本 一三君

赤松 広隆君

左藤 恵君

茂木 敏充君

宮本 一三君

赤松 広隆君

左藤 恵君

農林水産委員

辞任

山本 有二君

遠藤 利明君

宮本 一三君

赤松 広隆君

左藤 恵君

茂木 敏充君

宮本 一三君

赤松 広隆君

補欠

熊谷 弘君

初村謙一郎君

初村謙一郎君

平林 鴻三君

赤羽 一嘉君

山崎 泉君

寺前 嶽君

村岡 兼造君

赤松 広隆君

左近 正男君

和夫君

松下 忠洋君

赤羽 一嘉君

石原慎太郎君

岩浅 嘉仁君

福留 泰藏君

赤羽 一嘉君

石原慎太郎君

岩浅 嘉仁君

赤羽 一嘉君

石原慎太郎君

○議長の報告

一、去る十七日、人事院總裁弥富啓之助君から、  
国家公務員法第二十三条の規定に基づく国家公  
務員災害補償法の改正に関する意見を受領し  
た。

(報告書受領)

一、昨二十日、内閣から次の報告書を受領した。  
平成六年度第一・四半期における予算使用的状  
況

(理事補欠選任)

一、去る十七日、運輸委員会において、次のとお  
り理事を補欠選任した。

(理事補欠選任)

奥田 敬和君 (理事佐藤敬夫君去る十  
四日委員辞任及び補欠)

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任  
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

内閣委員

辞任 换欠

野田 佳彦君 吉田 公一君 野田 佳彦君

(地方行政委員)

辞任

谷 洋一君

(要求書受領)

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法  
律の臨時特例に関する法律

災害被害者に対する租税の减免、徵収猶予等に  
関する法律の一部を改正する法律

一、去る十七日、内閣から、阪神・淡路復興委員  
会特別顧問に本院議員後藤田正晴君を任命した  
いので、国会法第三十九条ただし書の規定によ  
り本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る十七日、本院は、衆議院議員後藤田正晴  
君が阪神・淡路復興委員会特別顧問に就くこと  
ができると議決した旨内閣に通知した。

官 報 (号 外)



## 裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「六三一人」を「六四四人」に改める。

第二条中「二万五千百一十六人」を「二万五千五百五十人」に改める。

## 附則

この法律は、平成七年四月一日から施行する。

## 理由

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事補の定員及び裁判官以外の裁判所の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## (内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地方裁判所における民事訴訟事件、民事執行法に基づく執行事件及び破産事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所の職員の員数を増加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 判事補の員数を十二人増加すること。

2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十四人増加すること。

## 二 議案の可決理由

本案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所の職員の定員を改めようとするもので、その措置は妥当なものと認める。よって、これを可決すべきものと議

決した次第である。

## 三 本案施行に要する経費

平成七年度裁判所関係予算に、一億九千五百七十四万円が計上されている。

右報告する。

平成七年一月十七日

衆議院議長 土井たか子殿  
法務委員長 金子原一郎

## 旅券法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年一月七日

内閣総理大臣 村山 富市

## 旅券法の一部を改正する法律案

旅券法(昭和二十六年法律第一百六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「(第十一條の併記がされている者を除く。)」を削る。

第三条第一項第三号中「(第十一條の併記を求める者については、外務省令で定める場合に

は、省略することができる。以下同じ。)」を削る。

第五条第一項中「五年」を「十年」に改め、同項に

次のただし書きを加える。

ただし、当該発給の申請をする者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、有効期間を五年とする。

一 有効期間が五年の一般旅券の発給を受けようとする旨を一般旅券発給申請書に記載して申請する者である場合

## 二 二十歳未満の者である場合

第五条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「五年」を「十年(当該一般旅券の発給の申請をする者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとときは、五年)」に改め、同条第三項中「にいでは」を「が第三条の規定による発給の申請をする場合には」、「五年」を「十年(当該発給の申請をする者が同項第二号に掲げる場合に該当するときは、五年)」に改める。

第十一条第一項中「又は当該申請に係る第十一條第一項の一括申請」を削る。

第九条第一項のただし書き中「子の併記に係る事項」を削り、同条第二項ただし書きを削り、同条第四項中「第二項ただし書きの請求に係る公用旅券及び」を削る。

第二十条第一項第二号中「渡航先が個別に特定して記載され若しくは有効期間が五年未満の一般旅券又は一往復用」を「前二号に掲げる一般旅券以外」に改め、同項第五号中「八千円」を「一万二千円」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 第一号の二に掲げる旅券の再発給

八千円

第二十一条に次の二項を加える。

6 第二項の場合において、処分の申請をする者が十二歳未満であるときは、同項第一号の二及び第五号の二の手数料については、当該各号に定める額の二分の一に相当する額とする。この場合において、当該手数料に係る第二項の規定の適用については、政令で定める。

第十二条第一項中「(前条の併記を求める者を除く。)」を削る。

第十三条 削除

第十二条第一項中「(前条の併記を求める者を除く。)」を削る。

第十四条中「五年」を「十年(一般旅券の発給の申請をする者が同条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、五年)」に改める。

第十五条中「(第十一條の併記を求める者を除く。)」を「(以下この条において「発給申請者」という。)」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、当該発給申請者が署名することが困難なものとして外務省令で定める者である場合

には、外務省令で定めるところにより、当該発給申請者の記名をもつて代えることができる。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

難なものとして外務省令で定める者である場合には、外務省令で定めるところにより、当該発給申請者の記名をもつて代えることができる。

第十二条 改正前の旅券法(以下「旧法」という。)の規定に基づいてされた旅券に関する申請若しくは

## 第十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、第一号ただし書きを削る。

第二十条第一項中「(第十一條の併記を求める者を除く。)」を削り、同項第一号中「一般旅券(次号に掲げるものを除く。)」を「第五条第一項原本を掲げるものを除く。」を削る。

規定に基づいてされた旅券に関する申請若しくは

は請求又は渡航書に関する申請(以下この条において「旧法による旅券等の申請等」という。)及び旧法による旅券等の申請等に係る処分については、なお従前の例による。

(一) 往復用一般旅券の渡航先の追加に関する経過措置

第三条 旅券法の一部を改正する法律(平成元年法律第二十二号)附則第二条後段の一般旅券(以下「往復用一般旅券」という。)の渡航先の追加については、なお従前の例による。

(二) 往復用一般旅券の紛失等に関する経過措置

第四条 一往復用一般旅券の名義人が、当該旅券を紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合には、当該旅券について、改正後の旅券法(以下「新法」という。)第十条の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、一往復用一般旅券の名義人は、新法第三条の規定により旅券の発給を申請することができる。ただし、著しく損傷したことにより旅券の発給の申請をしようとする者は、当該著しく損傷した旅券を返納の上、申請しなければならない。

3 前項の規定により旅券の発給の申請があつた場合における紛失し、又は焼失した旅券の効力については、新法第十八条第一項第五号中「渡航書」とあるのは、「旅券又は渡航書」とする。(併記に関する経過措置)

第五条 旧旅券のうち旧法第十二条の併記がある旅券については、旧法第一条第六号、第九条第一項ただし書、第二項ただし書及び第三項、第十三条第三項及び第四項、第十二条第一項並びに第十八条第一項第一号ただし書の規定は、な

おその効力を有する。  
(手数料に関する経過措置)

第六条 新法第二十条第一項及び第六項の規定は、この法律の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為並びにこの法律の附則においてなお従前の例によることと(一)往復用一般旅券の紛失等に関する経過措置

第四条 一往復用一般旅券の名義人が、当該旅券を紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合には、当該旅券について、改正後の旅券法(以下「新法」という。)第十条の規定は、適用しない。

海外に渡航する国民の一層の便宜を図るために、旅券の有効期間を十年とするとしたことと(一)往復用一般旅券の紛失等に関する経過措置

第八条 この法律の施行前にした行為並びにこの法律の附則においてなお従前の例によることと(一)往復用一般旅券の紛失等に関する経過措置

1 一般旅券の有効期間を十年とするとともに、国民の便宜も考慮し、有効期間が五年の一般旅券を選択的に申請できること。ただし、二十歳未満の者には有効期間が五年の一

般旅券を発給すること。

2 有効期間が五年の一般旅券の手数料は現行と同じく一万円とし、有効期間が十年の一般旅券の手数料は一万五千円とする。

3 旅券への子の併記を廃止することとし、十

二歳未満の者に対しては、その旅券発給手数料を通常の五年有効旅券の手数料の半額とする。

4 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

第五条 旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

我が国国民の海外渡航者数は、平成六年には一千三百万人に達し、これにともない旅券の発

給件数も五百万件を突破している。このように海外渡航が国民の間で一般化するにつれ、旅券の有効期間の長期化を望む声が高まってきたことから、平成四年六月の第三次臨時行政改革推進審議会は「一般旅券の有効期間については、現行の五年を十年に延長する」との答申を行った。

本案は、このような答申に対応するため、一般旅券の有効期間を十年として、海外に渡航する国民の一層の便宜を図るとともに、旅券に関する国際的な動向等を勘案して所要の規定を見直しを図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 一般旅券の有効期間を十年とするとともに、国民の便宜も考慮し、有効期間が五年の一般旅券を選択的に申請できること。ただし、二十歳未満の者には有効期間が五年の一

般旅券を発給すること。

2 有効期間が五年の一般旅券の手数料は現行と同じく一万円とし、有効期間が十年の一般旅券の手数料は一万五千円とする。

3 旅券への子の併記を廃止することとし、十

二歳未満の者に対しては、その旅券発給手数料を通常の五年有効旅券の手数料の半額とする。

4 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

第五条 旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の可決理由

本案は、海外に渡航する国民の一層の便宜を図るために、数次往復用の一般旅券の有効期間を十年とするとともに、旅券に関する国際的な動

向等を勘案して所要の規定の見直しを図ろうとするものであるので、必要かつ適切な措置であると認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う増収見込額は、平成七年度に約五十億円と見込まれている。

右報告する。

平成七年二月十七日

衆議院議長 土井たか子殿

外務委員長 三原 朝彦

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右

平成七年二月七日

内閣総理大臣 村山 富市

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右

平成七年二月七日

衆議院議長 土井たか子殿

外務委員長 三原 朝彦

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右

平成七年二月七日

内閣総理大臣 村山 富市

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右

平成七年二月七日

衆議院議長 土井たか子殿

外務委員長 三原 朝彦

船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「ものの」の下に「うち政令で定める者の」を加え、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二項中「就職促進給付金の支給を受けた者が」を削除する。

第十四条第一項中「第九十七条第三項」を「第九十七条第一項(第四号に係る部分に限る。)、第三項に、「第七十四条第一項及び第二項」を「第七十

四条第一項、第二項及び第四項」に、「二十五日」に第十八条第一項第一号ただし書の規定は、な

を「十五日」に、「十五日」としを「十日」としに改め、「三日」の下に「(同項ただし書に規定する期間については、一箇月を増す)と(一日)を加え、「十五日」を「十日を」に、「日数」と、「一日)を加える」とあるのは「(一日をえた日数)とする」を「日数」とし、同項ただし書に規定する期間一箇月を増す」とに「一日」と、同条第三項中「二十五日」とし、連続した勤務三箇月を増すことに五日を加える」とあるのは「二十五日を基準として命令で定める日数とする」と、同条第四項中「十五日」とし、連続した勤務三箇月を増すことに三日(同項ただし書に規定する期間については、一箇月を増す)と「一日」とあるのは「十五日を基準として命令で定める日数」とし、同項ただし書に規定する期間一箇月を増す」とに「一日」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項目番号を削る。

## 附 則

## (施行期日)

1 この法律は、平成七年七月一日から施行する。ただし、第十四条第一項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

## (経過措置)

この法律の施行の際現に改正前の附則第二項の規定により就職促進給付金の支給について特別の措置を講ずるものとされている者についてとは、同項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

## 理 由

事業規模の縮小等に伴う離職船員の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、

離職船員のうち再び船員となるとする者に対する就職促進給付金の支給に関する規定を整備するほか、労務供給船員に係る船員法の適用に関する規定について所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

離職船員のうち再び船員となるとする者に対する就職促進給付金の支給に関する規定を整備するほか、労務供給船員に係る船員法の適用に関する規定について所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

正規規定は、平成七年四月一日から施行することとする。

本法の施行に必要な経過措置について定めることとする。

この法律は、海上企業をめぐる経済事情及び国際環境の変化等による事業規模の縮小等に伴い、離職船員の発生が、今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、離職船員の再就職を促進するとともに、船員雇用促進センターに雇用される労務供給船員の労働条件を改善し、もって船員の職業及び生活の安定を図るために措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成七年二月十七日

運輸委員長 井上 一成

衆議院議長 土井たか子殿

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案

右

国会に提出する。

平成七年二月十七日

内閣総理大臣 村山 富市

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案

（目的）

に係る船員法の適用に関する特別について、

所要の規定の整備を行うこととする。

この法律は、平成七年七月一日から施行す

ることとする。ただし、第十四条第一項の改定規定は、平成七年四月一日から施行することとする。

本法の施行に必要な経過措置について定めることとする。

この法律は、前条の基本理念にのっとり、阪神・淡路地域の復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずるものとする。

（国が講ずる措置）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、阪神・淡路地域の復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずるものとする。

（阪神・淡路復興対策本部の設置）

第四条 総理府に、阪神・淡路復興対策本部（以下「本部」という。）を置く。

本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

（阪神・淡路復興対策本部の設置）

一 阪神・淡路地域についての関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他の関係行政機関が講ずる復興のための施策に関する総合調整に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、法令の規定によ

り本部に属させられた事務

（阪神・淡路復興対策本部の組織）

第五条 本部の長は、阪神・淡路復興対策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣を

もって充てる。

- 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 本部に、阪神・淡路復興対策副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、國務大臣をもつて充てる。

- 副本部長は、本部長の職務を助ける。

- 本部に、阪神・淡路復興対策本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

- 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

- 本部に、本部の事務を処理させるため、事務局を置く。

- 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

- 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

- 前各項に定めるもののはか、本部の組織に関する必要な次項は、政令で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- この法律は、公布の日から施行する。

- (この法律の失効)

- この法律は、施行の日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。

- (総理府設置法の一部改正)

- 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

- 目次中「第十五条」を「第十六条」に、「第十六条・第十七条」を「第十七条・第十八条」に、「第十八条」を「第十九条」に改める。

- 第四章中第十八条を第十九条とし、第三章中第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条

とし、第二章第一節中第十五条の次に次の二条を加える。

#### (阪神・淡路復興対策本部)

- 本府に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

- 阪神・淡路復興対策本部の組織及び所掌事務について、阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律(平成七年法律第二号)の定めるところによる。

- 阪神・淡路復興対策本部の組織及び所掌事務について、阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律(平成七年法律第二号)の定めるところによる。

- 阪神・淡路復興対策本部の組織及び所掌事務について、阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律(平成七年法律第二号)の定めるところによる。

#### 理 由

阪神・淡路大震災が阪神・淡路地域において未曾有の震災被害をもたらしていることにかんがみ、当該地域の復興についての基本理念を明らかにするとともに、阪神・淡路復興対策本部の設置等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 二 議案の可決理由

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

- この法律は、公布の日から施行し、施行の日から起算して五年を経過した日に、その効力を失うものとすること。

#### (二) 総理府設置法について所要の改正を行うものとすること。

- 総理府設置法について所要の改正を行うものとすること。

#### 三 被災地域の雇用の安定を図ることとともに、被災中小企業を初めとする地域の企業の一日常生活中の役割を明確にし、新しい時代の都市づくりの観点から、国は地方公共団体と協力し、復興共団体又はその機関が実施する災害復興事業が円滑に施行されるよう国は必要な関係法規の整備に努めること。

- 阪神・淡路地域の復興を円滑かつ迅速に推進するため、地方の主体性を重視しつつ、国としての役割を明確にし、新しい時代の都市づくりの観点から、国は地方公共団体と協力し、復興計画を速やかに提示できるよう積極的に支援することとし、必要な財政措置を講ずること。

#### 四 被災者の生活の再建及び経済の復興に当たつては、財政、金融、税制上の助成等負担の軽減に配慮し、万全の措置を講じるとともに民間の活力をいかした復興意欲を振興するよう努めること。

- 被災者の生活の再建及び経済の復興に当たつては、財政、金融、税制上の助成等負担の軽減に配慮し、万全の措置を講じるとともに民間の活力をいかした復興意欲を振興するよう努めること。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成七年二月十七日

災害対策特別委員長 日野 市朗

六 復興計画の策定に当たっては、建築基準法、

第五 新たな復興計画の策定に関しては、防災都市づくりを考慮して公共の福祉と私権の調整を図ること。

第七 第二章第一節中第十五条の次に次の二条を加える。

八 本府に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

九 本部に、阪神・淡路復興対策副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、國務大臣をもつて充てる。

十 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

十一 本部に、本部の事務を処理させるため、事務局を置く。

十二 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

十三 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

十四 前各項に定めるもののはか、本部の組織に関する必要な次項は、政令で定める。

十五 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

十六 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

十七 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

十八 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

十九 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

二十 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

二十一 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

二十二 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

二十三 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

二十四 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

二十五 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

二十六 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

二十七 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

二十八 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

二十九 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

三十 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

三十一 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

三十二 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

三十三 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

三十四 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

三十五 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

三十六 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

三十七 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

三十八 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

三十九 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

四十 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

四十一 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

四十二 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

四十三 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

四十四 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

四十五 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

四十六 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

四十七 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

四十八 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

四十九 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

五十 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

五十一 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

五十二 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

五十三 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

五十四 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

五十五 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

五十六 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

五十七 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

五十八 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

五十九 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

六十 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

六十一 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

六十二 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

六十三 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

六十四 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

六十五 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

六十六 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

六十七 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

六十八 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

六十九 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

七十 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

七十一 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

七十二 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

七十三 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

七十四 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

七十五 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

七十六 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

七十七 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

七十八 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

七十九 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

八十 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

八十一 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

八十二 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

八十三 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

八十四 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

八十五 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

八十六 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

八十七 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

八十八 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

八十九 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

九十 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

九十一 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

九十二 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

九十三 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

九十四 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

九十五 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

九十六 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

九十七 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

九十八 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

九十九 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

一百 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

一百一 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

一百二 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

一百三 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

一百四 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

一百五 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

一百六 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

一百七 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

一百八 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

一百九 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

一百十 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

一百十一 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

一百十二 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

一百十三 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

一百十四 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

一百十五 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

一百十六 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

一百十七 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

一百十八 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

一百十九 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

一百二十 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

一百二十一 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

一百二十二 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

一百二十三 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

一百二十四 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

一百二十五 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

一百二十六 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

一百二十七 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

一百二十八 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

一百二十九 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

一百三十 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

一百三十一 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

一百三十二 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

一百三十三 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

一百三十四 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

一百三十五 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

一百三十六 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

一百三十七 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

一百三十八 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

一百三十九 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

一百四十 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

一百四十一 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

一百四十二 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

一百四十三 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣をもつて充てる。

一百四十四 本部に、阪神・淡路復興対策本部を置く

都市再開発法等の建築規制の特例を活用するなど、特に区分所有建物の円滑な復興に配慮し、土地区画整理事業等市街地の面的整備に関しては災害に強い都市づくりの観点から、都市基盤施設やオープンスペースの確保に配慮した計画を策定すること。

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律  
右  
国会に提出する。  
平成二年二月七日

内閣總理大臣 村山 富市

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 雜則(第九十五条—第一百一条)」を「第五節 雜則(第九十五条—第一百一条) 第六章の二 都心共同住宅供給事業(第一百一条の二—第一百一条の十五)」に改める。

第一条中「建設」の下に「並びに都心共同住宅供給事業」を加える。

第二条中第十一号を第十一号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 都心共同住宅供給事業 居住に関する機能の低下を来して大都市地域内の都心の地

域及びその周辺の地域のうち、居住に関する機能の向上が必要なものとして建設省令で定める土地の区域において、この法律で定めるところに従つて行われる共同住宅の建設及びその管理又は譲渡に関する事業、集会施設、購買施設その他の共同住宅の入居者の共同の福祉又は利便のため必要な施設(第一百一条の二第一項及び第一百一一条の三において「関連公益的施設」という。)の整備に関する事業並びにこれらに附帯する事業をいう。

第三条の二第三項中「供給と」を「供給及び」「開発と」を「開発並びに居住に関する機能の低下を来している大都市地域内の都心の地域及びその周辺の地域における居住に関する機能の向上」に改める。

第三条の六第三項中「都市計画法第十二条の四第一項第一号」を「都市計画法第十二条の四第一項第一号に規定する地区計画、同項第二号」に改める。

第五条第一項第四号中「一ヘクタール」を「〇・五ヘクタール」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 当該区域の大部分が次のイ又はロに掲げる地域又は区域内にあること。

イ 都市計画法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域

ロ 都市計画法第八条第一項第一号の近隣商業地域、商業地域又は準工業地域内の同法第十二条の四第一項第一号に規定する地区

計画、当該地区計画の整備、開発及び保全に関する方針において住宅市街地を開発することが定められているものに限る。)が定められている区域(当該地区整備計画において建築物の用途の制限として建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)別表第二(2)項に掲げる建築物を建築してはならないことが定められており、かつ、同法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で建築物の用途の制限として同表(2)項に掲げる建築物の建築してはならないことが定められているものに限る。)

第七条第一項第一号中「一ヘクタール」を「〇・五ヘクタール」に改め、同項第二号中「(昭和)一十五年法律第二百一号」を削る。

第九条中「義務教育施設」の下に「医療施設、社会福祉施設その他の居住者の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設」を加える。

第十二条中「一ヘクタール」を「〇・五ヘクタール」に改める。

第十七条第二項第三号及び第十八条第二項中「〇・一ヘクタール」を「五百平方メートル」に改め  
「又は医療施設、社会福祉施設、教養文化施設その他の居住者の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設」で、地方公共団体その他政令で定める者が設置するもの(公共施設を除く。)の用」を加え

第二十四条第一項第一号イ及びロ以外の部分を次のように改める。

都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区内で、かつ、当該区域の大部分が次のイ又はイ及びロに掲げる地域又は区域内にあること。

第二十四条第一項第一号ロを次のように改めること。

(1) 都市計画法第八条第一項第一号の第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域

(2) 都市計画法第八条第一項第一号の近隣商業地域、商業地域又は準工業地域内の同法第十二条の四第一項第一号に規定する地区計画(当該地区計画の整備、開発及び保全に関する方針において住宅街区を整備することが定められているものに限る。)が定められている区域のうち、同法第十二条の五第二項に規定する地区整備計画が定められている区域(当該地区整備計画において建築物の用途の制限として建築基準法別表第二(2)項に掲げる建築物を建築してはならないことが定められており、かつ、同法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で建築物の用途の制限として同表(2)項に掲げる建築物を建築してはならないことが定められているものに限る。)

第二十四条第一項第三号及び第三十五条第三項中「一ヘクタール」を「〇・五ヘクタール」に改め

## 官報(号外)

第六章の次に次の二章を加える。

第六章の二 都心共同住宅供給事業

(計画の認定)

第六条の二 都心共同住宅供給事業を実施しようとする者は、建設省令で定めるところにより、都心共同住宅供給事業の実施に関する計画を作成し、都府県知事の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 都心共同住宅供給事業を実施する区域

二 共同住宅の規模及び配置

三 住宅の戸数並びに規模、構造及び設備

四 共同住宅の建設の事業に関する資金計画

五 住宅が賃貸住宅である場合にあつては、次に掲げる事項

イ 賃貸住宅の借家人の資格に関する事項

ロ 賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項

ハ 賃貸住宅の管理の方法及び期間

六 住宅が分譲住宅である場合にあつては、次に掲げる事項

イ 分譲住宅の譲受人の資格に関する事項

ロ 分譲住宅の価額その他譲渡の条件に関する事項

ハ 譲渡後の分譲住宅の用途を住宅以外の用途へ変更することを規制するための措置に関する事項

七 共同住宅の建設と併せて関連公益的施設の整備を行う場合にあつては、次に掲げる事項

イ 関連公益的施設の種類、規模及び配置

ロ 関連公益的施設の整備の事業に関する資

金計画

八 その他建設省令で定める事項

(認定の基準)

第一百一条の三 都府県知事は、前条第一項の認定(以下この章において「計画の認定」という。)の申請があつた場合において、当該申請に係る同一の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

一 共同住宅が地階を除く階数が三以上の建築物の全部又は一部をなすものであり、かつ、当該建築物の敷地面積が建設省令で定める規模以上であること。

二 住宅の戸数が建設省令で定める戸数以上であること。

三 住宅の規模、構造及び設備が当該住宅の入居者の世帯構成等を勘案して建設省令で定める基準に適合するものであること。

四 共同住宅の建設及び関連公益的施設の整備に関する計画内容が良好な居住環境の確保のため適切なものであること。

五 共同住宅の建設の事業に関する資金計画及び関連公益的施設の整備の事業に関する資金計画がそれぞれの事業を確実に遂行するため適切なものであること。

六 住宅が賃貸住宅である場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 分譲住宅の譲受人の資格を次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる者としているものであること。

ロ 分譲住宅の管理の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

(1) 自ら居住するため住宅を必要とする者

(2) 親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

(3) 自ら居住するため住宅を必要とする者

ハ 分譲住宅の価額が近傍同種の住宅の価額と均衡を失しないよう定められるものであること。

八 分譲住宅の譲受人の選定方法その他の譲渡の条件が建設省令で定める基準に従い適切なものであること。

六 住宅が賃貸住宅である場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 賃貸住宅の賃借人の資格を次の(1)又は(2)に掲げる者としているものであること。

(1) 自ら居住するため住宅を必要とする者

(2) 自ら居住するため住宅を必要とする者

ハ 分譲住宅を賃貸する事業を行う者

二 譲渡後の分譲住宅の用途の住宅以外の用途への変更の規制が建築基準法第六十九条又は第七十六条の三第一項の規定による建築協定の締結により行われるものであること。

三 に対する住宅を賃貸する事業を行う者

口 賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の

家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。

ハ 賃貸住宅の賃借人の選定方法その他の賃貸の条件が建設省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

二 賃貸住宅の管理の方法が建設省令で定める基準に適合するものであること。

三 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して建設省令で定める期間以上であること。

四 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して建設省令で定める期間以上であること。

五 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して建設省令で定める期間以上であること。

六 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して建設省令で定める期間以上であること。

七 住宅が分譲住宅である場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 分譲住宅の譲受人の資格を次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる者としているものであること。

ロ 分譲住宅の管理の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

(1) 自ら居住するため住宅を必要とする者

(2) 親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

(3) 自ら居住するため住宅を必要とする者

ハ 分譲住宅の価額が近傍同種の住宅の価額と均衡を失しないよう定められるものであること。

八 分譲住宅の譲受人の選定方法その他の譲渡の条件が建設省令で定める基準に従い適切なものであること。

六 住宅が賃貸住宅である場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 賃貸住宅の賃借人の資格を次の(1)又は(2)に掲げる者としているものであること。

(1) 自ら居住するため住宅を必要とする者

(2) 自ら居住するため住宅を必要とする者

ハ 分譲住宅を賃貸する事業を行う者

二 譲渡後の分譲住宅の用途の住宅以外の用途への変更の規制が建築基準法第六十九条又は第七十六条の三第一項の規定による建築協定の締結により行われるものであること。

三 に対する住宅を賃貸する事業を行う者

口 賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の

(計画の認定の通知)

第一百一条の四 都府県知事は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

ハ 賃貸住宅の賃借人の選定方法その他の賃貸の条件が建設省令で定めた

正に定められるものであること。

二 賃貸住宅の管理の方法が建設省令で定めた

正に定められるものであること。

三 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して建設省令で定めた

正に定められるものであること。

四 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して建設省令で定めた

正に定められるものであること。

五 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して建設省令で定めた

正に定められるものであること。

六 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して建設省令で定めた

正に定められるものであること。

七 住宅が分譲住宅である場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 分譲住宅の譲受人の資格を次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる者としているものであること。

ロ 分譲住宅の管理の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

(1) 自ら居住するため住宅を必要とする者

(2) 親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

(3) 自ら居住するため住宅を必要とする者

ハ 分譲住宅の価額が近傍同種の住宅の価額と均衡を失しないよう定められるものであること。

八 分譲住宅の譲受人の選定方法その他の譲渡の条件が建設省令で定めた

正に定められるものであること。

六 住宅が賃貸住宅である場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 賃貸住宅の賃借人の資格を次の(1)又は(2)に掲げる者としているものであること。

(1) 自ら居住するため住宅を必要とする者

(2) 自ら居住するため住宅を必要とする者

ハ 分譲住宅を賃貸する事業を行う者

二 譲渡後の分譲住宅の用途の住宅以外の用途への変更の規制が建築基準法第六十九条又は第七十六条の三第一項の規定による建築協定の締結により行われるものであること。

三 に対する住宅を賃貸する事業を行う者

口 賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の

認定事業者に対し、相当の期間を定めて、そ

(計画の変更)

第一百一条の五 計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けたときは、速やかに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

ハ 賃貸住宅の賃借人の選定方法その他の賃貸の条件が建設省令で定めた

正に定められるものであること。

二 賃貸住宅の管理の方法が建設省令で定めた

正に定められるものであること。

三 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して建設省令で定めた

正に定められるものであること。

四 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して建設省令で定めた

正に定められるものであること。

五 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して建設省令で定めた

正に定められるものであること。

六 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して建設省令で定めた

正に定められるものであること。

七 住宅が分譲住宅である場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 分譲住宅の譲受人の資格を次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる者としているものであること。

ロ 分譲住宅の管理の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

(1) 自ら居住するため住宅を必要とする者

(2) 親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

(3) 自ら居住するため住宅を必要とする者

ハ 分譲住宅の価額が近傍同種の住宅の価額と均衡を失しないよう定められるものであること。

八 分譲住宅の譲受人の選定方法その他の譲渡の条件が建設省令で定めた

正に定められるものであること。

六 住宅が賃貸住宅である場合にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 賃貸住宅の賃借人の資格を次の(1)又は(2)に掲げる者としているものであること。

(1) 自ら居住するため住宅を必要とする者

(2) 自ら居住するため住宅を必要とする者

ハ 分譲住宅を賃貸する事業を行う者

二 譲渡後の分譲住宅の用途の住宅以外の用途への変更の規制が建築基準法第六十九条又は第七十六条の三第一項の規定による建築協定の締結により行われるものであること。

三 に対する住宅を賃貸する事業を行う者

口 賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の

認定事業者に対し、相当の期間を定めて、そ





る者又はこれらに改める。

第三条中「次の各号に「を次に」に改め、同条

第一項中「都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区」の下に「又は第二条の二第一項に規定する再開発地区計画の区域」を加え、同条第二号中「(昭和二十五年法律第二百一号)」を削り、「である」との下に「又は当該区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの敷地面積の合計が、当該区域内のすべての宅地の面積の合計のおおむね三分の一以下である」とを加え、同号文中「高度利用地区」の下に「又は再開発地区計画」を加える。

第七条の二第一項中「高度利用地区」の下に「又は再開発地区計画」を加える。

第七条の八の二第六項中「その他」の下に「第二項第二号に規定する施設の配置及び規模又は」を、「当該区域の全部又は一部についての下に同号に規定する施設の配置及び規模又は」を加える。

第七条の八の三第一項中「区域」の下に「(前条第二項第二号に規定する施設の配置及び規模が定められている再開発地区計画の区域並びに再開発地区整備計画が定められている区域に限る。)」を加える。

第一百九条の二第一項及び第一百八十八条の二十五第一項中「第十二条の五第五項」を「第十二条の五第八項」に改める。

第一百四十二条の三、第一百四十三条、第一百四十

三条の二、第一百四十四条、第一百四十五条の二及

び第一百四十六条中「十万円」を「二十万円」に改める。

(都市計画法の一部改正)

第二条 都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第十一項第一項中「次の各号に「を次に」に改め、同項第八号中「一ヘクタール以上の」を削る。

第十二条の五第一項中「及び第七項」を「及び第八項」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

第十三条第七項中「第十二条の五第七項」を「第十二条の五第八項」に改める。

第十三条第一項中「の項」の下に「及び第十三項」を加える。

第十四条第二項中「の項」の下に「及び第三項」を加える。

第十五条第一項中「の項」の下に「及び第五項」を加える。

第十六条第一項中「の項」の下に「及び第六項」を加える。

第十七条第一項中「の項」の下に「及び第七項」を加える。

第十八条第一項中「の項」の下に「及び第八項」を加える。

第十九条第一項中「の項」の下に「及び第九項」を加える。

第二十条第一項中「の項」の下に「及び第十項」を加える。

第二十一条第一項中「の項」の下に「及び第十一項」を加える。

第二十二条第一項中「の項」の下に「及び第十二項」を加える。

第二十三条第一項中「の項」の下に「及び第十三項」を加える。

第二十四条第一項中「の項」の下に「及び第十四項」を加える。

第二十五条第一項中「の項」の下に「及び第十五項」を加える。

「用途地域が定められている区域内にあり、か

つ、その大部分が」を加え、同条第五項中「そ

の他」の下に「第一項第一号に規定する施設の配

置及び規模又は」を、「当該区域の全部又は一部

及び規模又は」を加える。

第十四条第二項中「の項」の下に「及び第八項」を「第十二条の五第八項」に改め、同条第九

項」を「第八項及び第十項」に改め、同条第九

項」を「第六項、第七項又は前項」に改

め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同

条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加

える。

第十五条第一項中「の項」の下に「及び第十八項」を加え、同条第一項中「及び第八項」に改

め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同

条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加

える。

第十六条第一項中「の項」の下に「及び第十九項」を加え、同条第一項中「及び第十八項」に改

め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同

条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加

える。

第十七条第一項中「の項」の下に「及び第二十項」を加え、同条第一項中「及び第十九項」に改

め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同

条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加

える。

第十八条第一項中「の項」の下に「及び第二十一項」を加え、同条第一項中「及び第二十項」に改

め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同

条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加

える。

域に限る。」を加える。

(建築基準法の一部改正)

第三条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百

号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第二号中「第十二条の五第

五項」を「第十二条の五第八項」に改める。

第五十二条第一項中「の項」の下に「及び第

八項」を「第八項及び第十項」に改め、同条第九

項」を「前項」に改

め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同

条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加

える。

第十五条第一項中「の項」の下に「及び第十八項」を加え、同条第一項中「及び第十一項」に改

め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同

条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加

える。

第十六条第一項中「の項」の下に「及び第十九項」を加え、同条第一項中「及び第十一項」に改

め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同

条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加

える。

第十七条第一項中「の項」の下に「及び第二十項」を加え、同条第一項中「及び第十一項」に改

め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同

条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加

える。

第十八条第一項中「の項」の下に「及び第二十一項」を加え、同条第一項中「及び第二十項」に改

め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同

条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加

等」(「」)を越えない建築物(ひさしその他の建築物の部分で政令で定めるものを除く。)については、当該前面道路の境界線は、当該壁面線等にあるものとみなして、第一項から第五項までの規定を適用することができる。

ただし、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、当該前面道路の幅員のメートルの数値に十分の六を乗じたもの以下でなければならぬ。

前項の場合においては、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線等との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

第五十六条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一種中高層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内における前面道路の幅員が十一メートル以上である建築物に対する別表第三の規定の適用については、同表に欄の中「一・二五」とあるのは、「一・二五(前面道路の反対側の境界線からの水平距離が前面道路の幅員に一・二五を乗じて得たもの以上の区域内においては、一・五)」とする。

4 前項に規定する建築物で前面道路の境界線から後退したものに対する同項の規定の適用

については、同項中「前面道路の反対側の境界線」とあるのは「前面道路の反対側の境界線から当該建築物の後退距離(当該建築物(地盤面下の部分その他政令で定める部分を除く。)から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のものをいう。以下この表において同じ。)に相当する距離だけ外側の線」と、「前面道路の幅員に」とあるのは「前面道路の幅員に、当該建築物の後退距離に一を乗じて得たものをえたものに」とすることができる。

第五十七条第二項及び第五十九条第四項中「第二項」の下に「から第四項まで」を加える。第六十八条の三の見出しを「(地区計画の区域内における制限の特例)」に改め、同條に次の二項を加える。

4 次に掲げる条件に該当する地区計画の区域内にある建築物で、当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する第五十二条第一項の規定の適用については、同項中「数値以下」であり、かつ、当該建築物の前面道路(前面道路が二以上あるときは、その幅員の最大のもの。以下この項及び第八項ただし書において同じ。)の幅員が十メートル未満である場合においては、当該前面道路の幅員のメートルの数値に、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高

層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域又は特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経て指定する区域内にある建築物にあつては十分の四を、その他建築物にあつては十分の六を乗じたもの以下」とあるのは、「数値以下」とする。

第六十八条の八中「第八項及び第九項」を「第十項及び第十一項」に改める。

第六十九条中「有する者」の下に「土地区画整理法第九十八条第一項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。次

条第三項、第七十四条の二第一項及び第二項並びに第七十五条の一第一項、第二項及び第五項において同じ。)の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者」を加える。

二 建築物の高さの最高限度

#### 本 都市計画法第十二条の五第七項後段の

規定による壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域における工作物の設置の制限の位置を制限するものを含むものに限りる。

5 前項第一号口からホまでに掲げる事項が定められており、かつ、前条第一項の規定に基づく条例で前項第一号口から二までに掲げる事項に関する制限が定められている区域であること。

第七十条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項ただし書中

「当該建築協定区域内の下に」の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に對応する従前の土地)を加え、同項を同条第三項

二 前条第一項の規定に基づく条例で、前号口から二までに掲げる事項に関する制限が

容に適合し、かつ、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十六条の規定は、適用しない。

より建築物の利用の増進及び土地の環境の改善に資するものとして建築協定区域の土地となることを当該建築協定区域内の土地の所有者等が希望するもの(以下「建築協定区域隣接地」という。)を定めることができる。

第七十一条中「第三項」を「第四項」に改める。

第七十二条第一項を次のように改める。

特定行政庁は、当該建築協定の認可の申請が、次に掲げる条件に該当するときは、当該建築協定を認可しなければならない。

一 建築協定の目的となつてゐる土地又は建築物の利用を不当に制限するものでないこと。

二 第六十九条の目的に合致するものである

三 建築協定において建築協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に合するものであること。

第七十三条第二項中「写」を「写し」に改め、「当該建築協定区域」の下に「及び建築協定区域隣接地」を加える。

第七十四条第一項中「土地の所有者等」の下に「(当該建築協定の効力が及ばない者を除く。)」を加え、「又は協定違反があつた場合の措置」を「協定違反があつた場合の措置」又は建築協定区域隣接地」に改める。

第七十四条の二第一項中「建築協定区域内の土地」の下に「(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する從前の土地)」を、「なつてゐた土地」の下に「(同項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地)」を加え、「(同項の規定により仮換地として指定された土地)」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項に規定する土地」を「建築協定区域内の土地」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「有していた者」の下に「又は当該仮換地として指定されていた土地に對応する從前の土地に係る土地の所有者等(当該建築協定の効力が及ばない者を除く。)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 建築協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する從前の土地の所有者」を加え、「所有していた」を「所有し、又は借地権を有していた」に改め、「当該建築協定区域内の土地」の下に「(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する從前の土地)」を、「なつた者」の下に「当該建築協定について第二項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者及び」を加え、同項を第五項とし、同条第三項中「第七十条第三項」を「第七十条第四項」に改め、「及び」の下に「第一項及び第二項」に改め、「(前項)を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第七十五条の二第一項中「所有者」の下に「(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する從前の土地の所有者)」を加え、「同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

3 建築協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地の所有者等の全員の合意を表すものと有する土地の区域は、その意思の表示があつた時以後、建築協定区域の一部となるものとする。

第七十六条の二中「第七十条第二項」を「第七十条第三項」に改め、「及び」の下に「第一項及び第二項」に改め、「(前項)を「第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「(前項)を「第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第七十七条第一項中「(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十二条における準用する場合を含む。)」の規定により当該項又は第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 前項の建築協定書においては、同項に規定されるもののほか、建築協定区域隣接地を定め

ることができる。

第八十六条第一項中「第八項」を「第十項」に、「第二項若しくは第四項」を「から第四項まで若しくは第六項」に改める。

別表第二(六欄中)「から第三項まで」を「、第四項及び第五項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(一人建築協定に関する経過措置)

この法律の施行前に第三条の規定による改正前の建築基準法(以下「旧法」という。)(第七十六条の三第三項において準用する旧法第七十三条

附則第十四条第六項中「第十二条の五第九項」を「第十二条の五第十項」に改める。  
(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部改正)

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)の一部を次のように改正す

第十二条中「第五十二条第八項第一号」を「第五十二条第十項第一号」に改める。  
(理由)

第二項の規定による認可の公告のあった建築協定についての第三条の規定による改正後の建築基準法(以下「新法」という。)(第七十六条の三第五項の規定の適用については、同項中「三年」とあるのは、「一年」とする。  
(建築基準法の規定による処分又は手続は、それぞれ新法の相当規定によりされた処分又は手続とみなされる経過措置)

この法律の施行前に旧法の規定によりされた許可、申請等の処分又は手続は、それぞれ新法の相当規定によりされた処分又は手続とみなされる経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一  
部改正)

民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のよう

に改正する。

附則第十四条第六項中「第十二条の五第九項」

を「第十二条の五第十項」に改める。

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、大都市地域を中心として、居住環境

の良好な住宅市街地を整備し、都市の健全な發

展を図る必要性が高まっている現状等にかんが

み、都市における土地の合理的かつ健全な高度

利用と市街地の環境の改善を図るために、市街地

再開発事業の施行区域要件の緩和、再開発地区

計画及び住宅地高度利用地区計画に関する都市

計画を定める場合における要件の緩和、建築物

の形態を適切に誘導するための地区計画制度の

拡充、建築物の形態に関する規制の合理化、建

築協定制度の拡充等を行おうとするもので、そ

の主要な内容は次のとおりである。

(一) 再開発地区計画を都市計画に定める

際、当該再開発地区計画の区域の全部又

は一部について、当面建築物若しくは建

築敷地の整備又はこれらと併せて整備さ

れるべき公共施設の整備に関する事業が

行われる見込みがないときその他第七条

の八の二第二項第二号に規定する施設の

配置及び規模を定めることができない特

別の事情があるときは、当該区域の全部

又は一部について同号に規定する施設の

配置及び規模を定めることを要しないこ

ととする。

規制の合理化、土地の所有者等がその意思表示により建築協定に加入できることとする建築協定区城隣接地制度の創設等の建築協定制度の拡充等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

区域のうち、当該再開発地区整備計画において高度利用地区について都市計画に定めるべき事項が定められており、かつ、建築基準法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で、これらの事項に関する制限が定められているものに限る。)

を加える。

(2) 個人施行の施行地区、市街地再開発事

業の施行区域及び市街地再開発促進区域

に関する耐火建築物の要件に、耐火建築物の敷地面積の合計が、当該区域内のすべての宅地の面積の合計のおおむね三分の一以下であることを加える。

(二) 再開発地区計画を都市計画に定める際の要件の緩和等

(1) 再開発地区計画を都市計画に定める

際、当該再開発地区計画の区域の全部又

は一部について、当面建築物若しくは建

築敷地の整備又はこれらと併せて整備さ

れるべき公共施設の整備に関する事業が

行われる見込みがないときその他第七条

の八の二第二項第二号に規定する施設の

配置及び規模を定めることができない特

別の事情があるときは、当該区域の全部

又は一部について同号に規定する施設の

配置及び規模を定めることを要しないこ

ととする。

大都市地域を中心として、居住環境の良好な住宅市街地を整備し、都市の健全な高度利用と市街地の環境の改善を図るために、市街地再開発事業の施行区域要件の緩和、都市計画及び住宅地高度利用地区計画に関する都市計画を定める場合における要件の緩和、建築物の形態を適切に誘導するための地区計画制度の拡充、建築物の形態に関する規制の合理化、建築協定制度の拡充等を行おうとするもので、その主要な内容は次のとおりである。

(1) 都市再開発法の改正

(一) 市街地再開発事業の施行区域の要件等の緩和

(1) 個人施行の施行地区、市街地再開発事業の施行区域及び市街地再開発促進区域に関する要件に、再開発地区計画の区域

(再開発地区整備計画が定められている

こととする。



て工作物の設置の制限が定められている。区域のうち、地区整備計画及び第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で、道路に面する壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度等が定められている区域に限る。内にある建築物で、当該地区計画の内容に適合し、かつ、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十六条の規定は適用しないこととする。

#### 四 建築協定の特則等

##### (1) 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地について

は、当該土地に対応する従前の土地の所

有者及び借地権等を有する者は、建築協

定を締結することができる」とする。

(2) 建築協定においては、建築協定区域に隣接した土地であって、建築協定区域の一部とすることにより建築物の利用の増進及び土地の環境の改善に資するものとして建築協定区域の土地となることを当該建築協定区域内の土地の所有者等が希望するもの(以下「建築協定区域隣接地」という。)を定めることができるものと

##### (2) 施行期日その他の

(1) この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2) 所要の経過措置を定める。

(3) 所要の改正を行う。

#### 二 議案の可決理由

本案は、都市における土地の合理的かつ健全

な高度利用と市街地の環境の改善を図るために

施設として、妥当なものと認め、可決すべきも

のと議決した次第である。

右報告する。

平成七年一月二十一日

建設委員長 遠藤 和良

衆議院議長 土井たか子殿

右

国会に提出する。

平成七年一月十七日

内閣総理大臣 村山 富市

右

被災市街地復興特別措置法案

第一條 この法律において次の各号に掲げる用語

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第二條 この法律において次の各号に掲げる用語

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第三條 この法律において次の各号に掲げる用語

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第四條 この法律において次の各号に掲げる用語

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第五條 この法律において次の各号に掲げる用語

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第六章 討則(第二十七条・第二十八条)

附則

第一章 総則

第二章 総則(第一条・第四条)

第三章 被災市街地復興推進地域(第五条・第九条)

第四章 市街地開発事業等に関する特例(第十一条・第二十一条)

第五章 雜則(第二十四条・第二十六条)

第六章 討則(第二十七条・第二十八条)

附則

第一章 総則

第二章 総則(第一条・第一号)

第三章 市街地再開発事業 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業をいう。

第四章 土地区画整理事業 土地区画整理法(昭和二十九年法律第七百十九号)による市街地開発事業をいう。

第五章 借地権 借地借家法(平成三年法律第九十

号)第二条第一号に規定する借地権をいう。

第六章 公営住宅等 地方公共団体、住宅・都市整

備公団、地方住宅供給公社その他公法上の法

人で政令で定めるものが自ら居住するため住

宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡す

る目的で建設する住宅をいう。

# 官報(号外)

## (国及び地方公共団体の責務)

**第三条 国及び地方公共団体は、大規模な火災、震災その他の災害が発生した場合において、これら災害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るために、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、建築物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事業の実施等による当該市街地の整備改善及び公営住宅等の供給に関する事業の実施等による当該市街地の復興に必要な住宅の供給ための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

**第二章 被災市街地復興推進地域**  
**(被災市街地復興推進地域に関する都市計画)**  
**第五条 都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域内における市街地の土地の区域で次に掲げる要件に該当するものについては、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。**

- 一 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。
- 二 公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- 三 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るために、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

**(施設における配慮)**

**第四条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るために、市街地の緊急かつ健全な復興を図るための策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重し、並びに住民の生活の安定及び**

**福祉の向上並びに地域経済の活性化に配慮するとともに、地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めなければならない。**

**第六条 市町村は、被災市街地復興推進地域における市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、都により第一種市街地再開発事業が施行される場**

**市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地**

**区計画その他の都市計画の決定、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事**

**業の施行、市街地の緊急かつ健全な復興に関連して必要となる公共の用に供する施設の整備その他の必要な措置を講じなければならない。**

**2 被災市街地復興推進地域内の都市計画法第十**

**二条第二項の規定により土地区画整理事業につ**

**いて都市計画に定められた施行区域の土地につ**

**いては、市町村が当該土地区画整理事業を施行するものとする。ただし、当該土地について都**

**市再開発法第二条の二第一項又は第二項の規定により第一種市街地再開発事業が施行される場**

**合は、この限りでない。**

**5 前項本文の場合において、都道府県は、当該**

**市町村と協議の上、当該市街地再開発事業を施**

**行することができる。当該市街地再開発事業が**

**供給公社が施行することのできるものであると**

**きは、これらの者についても、同様とする。**

**6 被災市街地復興推進地域のうち建築物及び建**

**築敷地の整備並びに公共の用に供する施設の整**

**備を一体として行うべき土地の区域としてふさ**

**わしい相当規模の一団の土地(国又は地方公共**

**団体の所有する土地で公共の用に供する施設の**

**用に供されているものを除く。)について所有権**

**又は借地権(臨時設備その他一時使用のため設**

**定されたことが明らかなものを除く。)を有する**

**者は、その全員の合意により、当該被災市街地**

**復興推進地域の緊急復興方針に定められた内容**

**に従つてその土地の区域における建築物及び建**

**築敷地の整備並びに公共の用に供する施設の整**

**備に関する事項を内容とする協定を締結した場**

**合においては、当該協定に基づく計画的な土地**

**利用を促進するために必要な措置を講ずべきこ**

**とを市町村に対し要請することができる。**

## (建築行為等の制限等)

第七条 被災市街地復興推進地域内において、第五条第二項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害(第五条第一項第一号の災害を含む。)のため必要な応急措置として行う行為

三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

2 都道府県知事は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。

一 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの

イ 被災市街地復興推進地域に関する都市計画に適合する〇・五ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該被災市街地復興推進地域の他の部分についての市街地開発事業の施行その他市街地の整備改善のため必要な措置の実施を困難にしないもの

ロ 次号口に規定する建物又は自己の業務の用に供する工作物(建築物を除く。)の新設

## 策、改築又は増築の用に供する目的で行つ

土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの

ハ 次条第四項の規定により買取らない旨の通知があった土地における同条第三項第一号に該当する建築物の新築、改築又は増築のもの

ニ 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの

イ 前項の許可(前号ハに掲げる行為についての許可を除く。)を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築

ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築

二 都市計画法第十二条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示(以下この号から第五号までにおいて単に「告示」という。)当該告示に係る都市施設の区域又は市街地開発事業の施行区域による単に「告示」という。当該告示に係る都市施設の区域又は市街地開発事業の施行区域

三 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示当該告示に係る地区計画の区域のうち、同法第十二条の五第二項に規定する地区整備計画が定められた区域

四 都市計画法第十二条の六第二項第二号に掲げる事項が定められた同法第十二条の四第一項第二号に掲げる住宅地高度利用地区計画に関する都市計画についての告示当該告示に係る住宅地高度利用地区計画の区域のうち、同法第十二条の六第二項第三号に規定する住

宅地高度利用地区整備計画が定められた区域

五 都市計画法第十二条の八の二第二項第二号に掲げる事項が定められた都市計画法第十二

## の通知があつた土地における同条第三項第一号に該当する建築物の新築、改築又は増築

告等があつた日後は、それと当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しない。

六 土地区画整理法第七十六条第一項第一号又は第二号に掲げる公告 当該公告に係る同法

七 都市再開発法第六十条第一項第一号に掲げる沿道整備計画に関する都市計画について単に「告示」という。当該告示に係る都市再開発地区整備計画が定められた区域

八 市街地開発事業に準ずる事業として建設省令で定めるものの実施に必要とされる認可その他の処分についての公告、告示等で建設省令で定めるもの 当該公告、告示等に係る区域

九 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示当該告示に係る地区計画の区域のうち、同法第十二条の五第二項に規定する地区整備計画が定められた区域

十 都市計画法第十二条の六第二項第二号に掲げる事項が定められた同法第十二条の四第一項第二号に掲げる住宅地高度利用地区計画に関する都市計画についての告示当該告示に係る住宅地高度利用地区計画の区域のうち、同法第十二条の六第二項第三号に規定する住

宅地高度利用地区整備計画が定められた区域

十一 都市計画法第十二条の八の二第二項第二号に掲げる事項が定められた都市計画法第十二

条の四第一項第三号に掲げる再開発地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る再開発地区計画の区域のうち、都市再開発法第七条の八の二第二項第三号に規定する再開発地区計画が定められた区域

十二 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道整備計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る沿道整備計画の区域

十三 都市計画法第十二条の六第二項第一号又は第二号に掲げる公告 当該公告に係る同法

十四条 第二項に規定する施行地区

十五 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示当該告示に係る地区計画の区域のうち、同法第十二条の五第二項に規定する地区整備計画が定められた区域

十六 市街地開発事業に準ずる事業として建設省令で定めるものの実施に必要とされる認可その他の処分についての公告、告示等で建設省令で定めるもの 当該公告、告示等に係る区域

十七 都市再開発法第六十条第一項第一号に掲げる沿道整備計画に関する都市計画について単に「告示」という。当該告示に係る都市再開発地区整備計画が定められた区域

十八 市街地開発事業に準ずる事業として建設省令で定めるものの実施に必要とされる認可その他の処分についての公告、告示等で建設省令で定めるもの 当該公告、告示等に係る区域

十九 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示当該告示に係る地区計画の区域のうち、同法第十二条の五第二項に規定する地区整備計画が定められた区域

二十 都市計画法第十二条の六第二項第二号に掲げる事項が定められた同法第十二条の四第一項第二号に掲げる住宅地高度利用地区計画に関する都市計画についての告示当該告示に係る住宅地高度利用地区計画の区域のうち、同法第十二条の六第二項第三号に規定する住

宅地高度利用地区整備計画が定められた区域

二十一 都市計画法第十二条の八の二第二項第二号に掲げる事項が定められた都市計画法第十二

条の四第一項第三号に掲げる再開発地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る再開発地区計画が定められた区域

二十二 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道整備計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る沿道整備計画の区域

二十三 都市計画法第十二条の六第二項第一号又は第二号に掲げる公告 当該公告に係る同法

二十四 第二項に規定する施行地区

二十五 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示当該告示に係る地区計画の区域のうち、同法第十二条の五第二項に規定する地区整備計画が定められた区域

二十六 市街地開発事業に準ずる事業として建設省令で定めるものの実施に必要とされる認可その他の処分についての公告、告示等で建設省令で定めるもの 当該公告、告示等に係る区域

二十七 都市再開発法第六十条第一項第一号に掲げる沿道整備計画に関する都市計画について単に「告示」という。当該告示に係る都市再開発地区整備計画が定められた区域

二十八 市街地開発事業に準ずる事業として建設省令で定めるものの実施に必要とされる認可その他の処分についての公告、告示等で建設省令で定めるもの 当該公告、告示等に係る区域

二十九 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示当該告示に係る地区計画の区域のうち、同法第十二条の五第二項に規定する地区整備計画が定められた区域

三十 都市計画法第十二条の六第二項第二号に掲げる事項が定められた同法第十二条の四第一項第二号に掲げる住宅地高度利用地区計画に関する都市計画についての告示当該告示に係る住宅地高度利用地区計画の区域のうち、同法第十二条の六第二項第三号に規定する住

宅地高度利用地区整備計画が定められた区域

ての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、緊急かつ健全な復興を図るために市街地の整備改善を推進するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。

6 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを実行せることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(土地の買取り等)

第八条 都道府県、市町村その他政令で定める者

は、都道府県知事に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの相手方を定めるときは、建設省令で定めるとこ

るにより、その旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事(前項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者)は、被災市街地復興推進地域内の土地の所有者から、次に掲げる行為について前条第一項の許可がされないとときはその土地の利用に著しい支障を生ずることとなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があつたときは、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。

一 前条第二項第一号ロ(1)から(3)までに掲げる要件に該当する建築物の新築、改築又は増築二 前号に規定する建築物の新築、改築又は建築の用に供する目的で行う土地の形質の変更

6 第三項の規定により土地を買い取った者は、当該土地が公営住宅等、公共の用に供する施設その他被災市街地復興推進地域の住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設の用に供されるように努めなければならない。

(大都市等の特例)

第九条 前二条の規定又はこれらの規定に基づく政令の規定により、都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条及び第二十四条において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)においては、指定都市又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の長が行うものと/orする。この場合においては、前二条の規定又はこれらの規定に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

2 復興共同住宅区は、土地の利用上共同住宅が集団的に建設されることが望ましい位置に定め、その面積は、共同住宅の用に供される見込みを考慮して相当と認められる規模としなければならない。

(復興共同住宅区への換地の申出等)

第十二条 前条第一項の規定により事業計画において復興共同住宅区が定められたときは、施行地区(土地区画整理法第二条第四項に規定する地区)をいう。以下この条、次条及び第十五条から第十七条までにおいて同じ。)内の宅地(同法第二条第六項に規定する宅地をいう。以下この条から第十七条までにおいて同じ。)でそ

れの所有者に通知しなければならない。

4 前項の申出を受けた者は、遅滞なく、当該土地を買い取る旨又は買い取らない旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。

(被災市街地復興土地区画整理事業)

第十一条 被災市街地復興推進地域内の都市計画法

第十二条 第二項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買取らない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

11 平成七年二月二十一日 衆議院会議録第八号 被災市街地復興特別措置法案及び同報告書

めるところによる。

(復興共同住宅区)

第十三条 住宅不足の著しい被災市街地復興推進地域において施行される被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画においては、建設省令で定めるところにより、当該被災市街地復興推進地域の復興に必要な共同住宅の用に供すべき土地の区域(以下「復興共同住宅区」という。)を定めることができる。

12 地域において施行される被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画においては、建設省令で定めるところにより、当該被災市街地復興推進

地域の復興に必要な共同住宅の用に供すべき土地の区域(以下「復興共同住宅区」という。)を定めることができる。

13 2 復興共同住宅区は、土地の利用上共同住宅が集団的に建設されることが望ましい位置に定め、その面積は、共同住宅の用に供される見込みを考慮して相当と認められる規模としなければならない。

(復興共同住宅区への換地の申出等)

第十二条 前条第一項の規定により事業計画において復興共同住宅区が定められたときは、施行

地区(土地区画整理法第二条第四項に規定する地区)をいう。以下この条、次条及び第十五条から第十七条までにおいて同じ。)内の宅地(同法第二条第六項に規定する宅地をいう。以下この条から第十七条までにおいて同じ。)でそ

れの地積が共同住宅を建設するのに必要な地積の換地を定めることができるものとして規準、規約、定款又は施行規程で定める規模(次条において「指定規模」という。)のものの所有者は、次

の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ當該各号に定める公告があつた日から起算して六

十日以内に、被災市街地復興土地区画整理事業を施行する者(以下この条、次条及び第十五条から第十七条までにおいて「施行者」という。)に対し、建設省令で定めるところにより、換地計画において当該宅地についての換地を復興共同住宅区内に定めるべき旨の申出をすることができる。ただし、当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。

#### 一 事業計画が定められた場合 土地区画整理

法第七十六条第一項各号に掲げる公告又は住宅・都市整備公団若しくは地域振興整備公団が施行する土地区画整理事業の事業計画の認可の公告(事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。)

二 事業計画の変更により新たに復興共同住宅区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

三 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い復興共同住宅区の面積が拡張された場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

2 施行者は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当すると認めると認めるときは、運営なく、その旨を公告しなければならない。

5 施行者が土地地区画整理組合である場合においては、最初の役員が選舉され、又は選任されるまでの間は、第一項の規定による申出は、土地として指定し、当該申出の手続が同項の規定に違反しておらず、かつ、当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当すると認めると認めるときは、運営なく、その旨を公告しなければならない。

5 施行者が土地地区画整理組合である場合においては、最初の役員が選舉され、又は選任されるまでの間は、第一項の規定による申出は、土地として指定し、当該申出の手續が同項の規定に違反していると認めるとき、又は当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当しないと認めるとときは、運営なく、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。前条第三項及び第四

該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を復興共同住宅区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。

一 建築物(住宅を除く。)その他の工作物(容易に移転し、又は除却することができるもので建設省令で定めるものを除く。)が存しないこと。

二 地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することができる権利(共同住宅の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。)が存しないこと。

3 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、運営なく、第一項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 施行者は、第二項の規定による指定をしたときは、運営なく、その旨を公告しなければならない。

5 施行者が土地地区画整理組合である場合においては、最初の役員が選舉され、又は選任されるまでの間は、第一項の規定による申出があつた場合において、当該申出の手續が前項の規定に違反しておらず、かつ、当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当すると認めると認めるときは、運営なく、当該申出に係る各宅地を、換地計画において換地を定めないで復興共同住宅区内の土地の共有持分を与えるように定められるべき宅地として指定し、当該申出の手續が同項の規定に違反していると認めるとき、又は当該申出に係る宅地が次に掲げる要件に該当しないと認めるとときは、運営なく、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。

第十四条 第十二条第二項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を復興共同住宅区内に定めなければならない。

一 建築物(住宅を除く。)その他の工作物(容易に移転し、又は除却することができるもので建設省令で定めるものを除く。)が存しないこと。

二 前条第五項の規定は、第一項の規定による申出について準用する。

(復興共同住宅区への換地等)

第十五条 第十二条第二項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を復興共同住宅区内に定めなければならない。

一 建築物(住宅を除く。)その他の工作物(容易に移転し、又は除却することができるもので建設省令で定めるものを除く。)が存しないこと。

二 前条第三項の規定により指定された宅地については、換地計画において、換地を定めないで、復興共同住宅区内の土地の共有持分を与えるように定めなければならない。

三 前項の規定により換地を定めないで復興共同住宅区内の土地の共有持分を与える場合における清算については、土地地区画整理法第九十四条(地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)第二十一条の二)において準用する場合を含む。次条第四項において同じ。)中「又はその部分又は第九十三条第三項の規定により共有とな

るべきものとして定める土地」とあるのは、「及び被災市街地復興特別措置法第十四条第二項の規定により数人の共有となるべきものとして定める土地」とする。

4 第二項の規定により換地計画において復興共同住宅区内の土地の共有持分が与えられるよう定められた宅地の所有者は、土地区画整理法第一百三條第四項(地域振興整備公団法第二十一條の二において準用する場合を含む。次条第五項及び第十七条第三項において同じ。)の規定による公告があつた日の翌日において、換地計画において定められたところにより、その土地の共有持分を取得するものとする。土地区画整理法第一百四條第六項後段の規定は、この場合について準用する。

(清算金に代わる住宅等の給付)

第五十五条 施行者(土地区画整理法第三条第三項若しくは第四項、第三条の二第一項若しくは第二項、第三条の三第一項若しくは第二項又は第三条の四の規定による施行者に限る。以下この条から第十七条までにおいて同じ。)は、施行地区内の宅地の所有者がその全部について換地を定めないことにについて土地区画整理法第九十条の規定による申出又は同意をした場合において、その者が当該申出又は同意に併せて、当該宅地について交付されるべき清算金に代えて、次条第一項の規定により施行者が建設又は取得をする住宅等を与えるべき旨を申し出たときは、換地計画において、当該借地権について当該住宅等を与えるように定めることができる。

4 前二項の規定により住宅又は住宅等を与える場合における清算については、土地区画整理法第九十四条後段中「前条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定により建築物の一部及びその敷地又は建物の区分所有等に関する法律の建築物の存する土地の共有持分」とあるのは「被災市街地復興特別措置法第十五条第一項から第二項までの規定により住宅又は住宅及びその敷地若しくは建物の区分所有等に関する法律の敷地若しくは建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第一条第一項において同じ。)を与えられるべき旨を申し出たときは、換地計画において、当該宅地について当該住宅等を与えるように定めることができるものとし、その者が当該申出又は同意に併せて、当該宅地について交付されるべき清算金に代え

るべきものとして定める土地」とあるのは、

「及び被災市街地復興特別措置法第十四条第二項の規定により数人の共有となるべきものとして定める土地」とする。

て、当該宅地についての換地に施行者が建設する住宅(自用)の居住の用に供するものに限る。

以下この条及び次条において同じ。)を与えられ

るべき旨を申し出たときは、換地計画において同じ。)があるときは、この限りでない。

3 施行者は、土地区画整理法第九十条の規定により換地を定めない宅地又はその部分について借地権を有する者がある場合において、その者が同条後段の規定による同意に併せて、当該借地権について交付されるべき清算金に代えて、

限りでない。

2 施行者は、施行地区内の宅地の所有者がその全部について換地を定めないことにについて土地区画整理法第九十条の規定による申出又は同意をした場合において、その者が当該申出又は同意に併せて、当該宅地について交付され

るべき清算金に代えて、次条第一項の規定によ

り施行者が建設又は取得をする住宅等(住宅及

びその敷地又は建物の区分所有等に関する法律

の敷地に関する権利をいう。以下この条及び次

条において同じ。)を与えられるべき旨を申し出

たときは、換地計画において、当該宅地に

する場合を含む。次項及び第三項において同

じ。)の規定による申出又は同意をした場合にお

いて、その者が当該申出又は同意に併せて、当

該宅地について交付されるべき清算金に代え

宅又は建築物の部分で住宅の用途に供するもの及び被災市街地復興特別措置法第十四条第二項から第三項までの規定により換地計画

において住宅又は建築物の敷地」とする。

5 第一項から第三項までの規定により換地計画において住宅又は建築物の敷地とすると

められた宅地の所有者又は借地権者は、土地区画整理法第一百三條第四項の公告があつた日の翌日において、換地計画に定められたところによ

り、その住宅又は住宅等を取得するものとす

る。

6 土地区画整理法第一百八条第一項の規定は、前項の規定により住宅又は住宅等を取得させる場合について準用する。

7 施行者は、第二項又は第三項の規定により住宅等を与えるように定める換地計画を定め、又は変更したときは、当該住宅等の所在地を管轄する登記所に、建設省令で定める事項を届け出なければならない。

(施行地区外における住宅の建設等)

第十六条 施行者は、土地区画整理法第二条第一項の事業として、施行地区外において、前条第一項の規定により住宅等を与えられるべき旨の申出をした者のために必要な住宅等

の建設又は取得(住宅又は住宅の用途に供する建築物を建設するために必要な土地を取得し、又はその土地を宅地に造成することを含む。)を行なうことができる。この場合においては、同法

第一條第四項中「土地区画整理事業を施行する

土地」とあるのは、「土地区画整理事業を施行す



法(昭和五十六年法律第四十八号)。以下この条において「公団法」という。第二十九条第一項から第三項までに規定する業務のほか、住宅被災市町村の復興に必要な住宅の供給等を図るために、当該住宅被災市町村の区域内において、委託に基づき、同条第二項第一号から第六号まで及び第八号の業務を行うことができる。

2 公団が、公団法第二十九条第一項第四号又は第五号の業務を行う場合において、その業務が被災市街地復興土地区画整理事業、被災市街地復興推進地域内において行われる市街地再開発事業又は住宅被災市町村の区域内において行われる建設省令で定める戸数以上の住宅の建設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設に係る公団法第三十四条第一項各号に掲げる工事であるときは、当該工事に係る施設の管理者の同意を得て、その管理者に代わって、当該工事を施行することができる。この場合には、公団法第三十四条第二項から第五項まで及び第三十五条から第三十九条までの規定を準用する。

3 前二項の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第六十二条第二項及び第六十三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第三十五条第五項)」とあるのは「第三十五条第五項」とあるのは「第三十五条第五項(被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項において準用する場合を含む。)」と、公団法第

六十八条第一項「第六十三条第一項」とあるのは「第六十三条第一項(被災市街地復興特別措置法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、公団法第六十九条第三号中「附則第十七条に規定する業務」とあるのは「附則第十七条に規定する業務並びに被災市街地復興特別措置法第二十二条第一項に規定する業務」と、公団法第六十九条第六号中「第六十二条第一項」とあるのは「第六十二条第一項(被災市街地復興特別措置法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、公団法第六十九条第六号中「附則第十七条に規定する業務」とする。

六十三条第一項(被災市街地復興特別措置法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、公団法第六十九条第三号中「附則第十七条に規定する業務」とあるのは「附則第十七条に規定する業務並びに被災市街地復興特別措置法第二十二条第一項に規定する業務」と、公団法第六十九条第六号中「第六十二条第一項」とあるのは「第六十二条第一項(被災市街地復興特別措置法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、公団法第六十九条第六号中「附則第十七条に規定する業務」とする。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合

第六章 罰則

には、公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第二号)第二十三条第一項に規定する業務」とする。

第二十七条 第七条第五項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物を移転せず、若しくは除却しなかつた者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は

人の業務又は財産に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

## 第五章 雜則

### (監視区域の指定)

都道府県知事又は指定都市の長は、被災市街地復興推進地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによつて適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利

用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第二十条の二「第一項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。

(政令への委任)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(中核市に関する経過措置)

第一条 地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法第二編第十一章の改正規定が施行されるまでの間においては、第九条の見出し中「大都市等」とあるのは「大都市」と、同条中「(以下この条及び第二十四

条において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)とあるのは「(以下

この条及び第二十四条において「指定都市」という。)と、「指定都市又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)とあり、及び「指定都市等の」とあるのは「指定都市の」とす

る。

(経過措置)

第二十六条 この法律の規定に基づき政令又は建設省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は建設省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理の業務を行ふことができる。

第一条 地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法第二編第十一章の改正規定が施行されるまでの間においては、第九条の見出し中「大都市等」とあるのは「大都市」と、同条中「(以下この条及び第二十四

条において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)とあるのは「(以下この条及び第二十四条において「指定都市」という。)と、「指定都市又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)とあり、及び「指定都市等の」とあるのは「指定都市の」とす

(土地区画整理法の一部改正)

第三条 土地区画整理法の一部を次のように改正する。

第三条の二 第二項中「人口の集中の特に著しい政令で定める大都市の既に市街地を形成している区域及びこれに接続して既に市街地を形成している」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 人口の集中の特に著しい政令で定める大都市の既に市街地を形成している区域及びこれに接続して既に市街地を形成している区域

二 大規模な災害を受けた都市で政令で定められたものの区域のうち、被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第 号)第五条第一項の規定により都市計画に定められた被

災市街地復興推進地域の区域

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第四条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「掲げる土地」の下に「(イからニまでに掲げる土地)にあっては被災するものに限り、ホに掲げる土地にあっては被災

市街地復興特別措置法(平成七年法律第 号)第五条第一項の規定により都市計画に定め

られた被災市街地復興推進地域内にあるものに限る。」を加え、「における政令で定める高度利用地区の区域その他の区域内」を削り、同号に次のように加える。

本大規模な災害を受けた都市で政令で定めるものの既に市街地を形成している区域

域内の土地

(都市計画法の一部改正)

第十一条第一項中「定めるもの」の下に「及び同号ホに掲げる土地」を加える。

第十一条 第二項中「定めるもの」の下に「及び同号ホに掲げる土地」を加える。

(被災市街地復興推進地域)

第十条の四 都市計画には、当該都市計画区域

について必要があるときは、被災市街地復興

特別措置法(平成七年法律第 号)第五条

第一項の規定による被災市街地復興推進地域

を定めるものとする。

2 被災市街地復興推進地域については、名

称、位置及び区域その他政令で定める事項のほか、別に法律で定める事項を都市計画に定めるものとする。

3 被災市街地復興推進地域内における建築物の建築その他の行為に関する制限については、別に法律で定める。

イ 次条第一項の政令で定める大都市の既

に市街地を形成している区域及びこれに接続して既に市街地を形成している区域

(土地区画整理法の一部改正)

られた被災市街地復興推進地域内にあるものに限る。」を加え、「における政令で定める高度利用地区の区域その他の区域内」を削り、同号に次のように加える。

本大規模な災害を受けた都市で政令で定めるものの区域のうち、被災市街地復興

特別措置法(平成七年法律第 号)第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に

次の一号を加える。

五 被災市街地復興推進地域は、大規模な火

災、震災その他の災害により相当数の建築物が滅失した市街地の計画的な整備改善を

推進して、その緊急かつ健全な復興を図る必要があると認められる土地の区域について定めること。

第六条 第二項中「促進区域」の下に「被災市街地復興推進地域」を加える。

第十四条第二項中「遊休土地転換利用促進地区の区域」の下に「被災市街地復興推進地域の区域」を加える。

第二十一条第一項中「第十三条第一項第十三号」を「第十三条第一項第十四号」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第三条第一項中「及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)」を

第七条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

(建設省設置法の一部改正)

第三条第十一号中「及び特定農山村地域における農林業等の活性化

のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)及び被災市街地復興特別措

置法(平成七年法律第 号)」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第六条 第二項中「促進区域」の下に「被災市街地復興推進地域」を加える。

第二十二条第一項中「第十三条第一項第十三号」を「第十三条第一項第十四号」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第六条 第二項中「促進区域」の下に「被災市街地復興推進地域」を加える。

第二十三条第一項中「第十三条第一項第十三号」を「第十三条第一項第十四号」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第六条 第二項中「促進区域」の下に「被災市街地復興推進地域」を加える。

第二十四条第一項中「第十三条第一項第十三号」を「第十三条第一項第十四号」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第六条 第二項中「促進区域」の下に「被災市街地復興推進地域」を加える。

第二十五条第一項中「第十三条第一項第十三号」を「第十三条第一項第十四号」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第六条 第二項中「促進区域」の下に「被災市街地復興推進地域」を加える。

第二十六条第一項中「第十三条第一項第十三号」を「第十三条第一項第十四号」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

接続して既に市街地を形成している区域の大規模な災害を受けた都市で政令で定めるものの区域のうち、被災市街地復興

特別措置法(平成七年法律第 号)第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に

次の一号を加える。

六 被災市街地復興推進地域内において施行される土地区画

整理事業及び第二種市街地再開発事業についての特例を定めるとともに、大規模な火災、震災その他の災害により滅失した住宅に居住していた者等

について公営住宅等の入居者資格の特例を設ける等特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 被災市街地復興特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

#### 一 議案の目的及び要旨

本案は、阪神・淡路大震災により激甚な被害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興が喫緊の課題となっていること等にかんがみ、阪神・淡路地域のみならず、大規模な災害が発生した市街地の復興に関する基本的制度を確立するものとし、大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地についてその緊急かつ健全な復興を図るため、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができることとし、被災市街地復興推進地域内において施行される土地区画整理事業及び第二種市街地再開発事業についての特例を定めるとともに、大規模な火災、震災その他の災害により滅失した住宅に居住していた者等について公営住宅等の入居者資格の特例を設ける等特別の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

#### 1 目的

この法律は、大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地(以下「被災市街地」といふ。)についてその緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域及び被災市街

地復興推進地域内における市街地の計画的な整備改善並びに被災市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な事項を定める等特別の措置を講ずることにより、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 2 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、被災市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の施行その他当該市街地の整備改善及び被災市街地の復興に必要な住宅の供給のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 3 施策における配慮

国及び地方公共団体は、被災市街地の緊急かつ健全な復興を図るための施策の策定及び実施に当たっては、地域における創意工夫を尊重し、並びに住民の生活の安定及び福祉の向上並びに地域経済の活性化に配慮するとともに、地域住民、民間事業者等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

#### 4 被災市街地復興推進地域に関する都市計画

(一) 都市計画区域内における市街地の土地の区域で次に掲げる要件に該当するものについては、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

(二) 被災市街地復興推進地域のうち土地について所有権等を有する者は、相当規模の一

(1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。

(2) 公共の用に供する施設の整備の状況、

土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されることがあること。

(3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るために、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物又は公共施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

(4) 被災市街地復興推進地域内において、当該地域に関する都市計画に定められた日までに、通常の管理行為等一定の行為以外の土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

#### 5 市町村の責務等

(一) 市町村は、緊急復興方針に従い、できる限り速やかに、地区計画その他の都市計画の決定、土地区画整理事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講じなければならない。

(二) (一)の規定は、都市施設、市街地開発事業若しくは地区計画(地区整備計画)が定められているものに限る。)に関する都市計画決定についての告示、土地区画整理事業の事業計画の決定等の公告等があつた日後は、当該公告等に係る土地の区域内においては、適用しない。

四 都道府県知事は、〔に違反した者等に対し、土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。〕

7 土地の買取り等

〔 都道府県知事、都道府県、市町村等で買取りの相手方として申し出たものは、被災市街地復興推進地域内の土地の所有者から、木造二階建の住宅の新築等についての許可がなされたため当該土地を買取るべき旨の申出があったときは、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買取るものとする。

〔 〔により土地を買い取った者は、当該土地が公営住宅等、公共の用に供する施設その他被災市街地復興推進地域の住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設の用に供されるように努めなければならない。

8 被災市街地復興土地区画整理事業の特例  
〔 復興共同住宅区

住宅不足の著しい被災市街地復興推進地域において施行される被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画においては、当該被災市街地復興推進地域の復興に必要な共同住宅の用に供すべき土地の区域(以下「復興共同住宅区」という。)を定めることができるものとし、換地計画においては、宅地

の所有者の申出に基づき、その宅地の換地を復興共同住宅区内に定め、又は一定規模以下の宅地について共有化することができる。

〔 清算金に代わる住宅等の給付

(1) 被災市街地復興土地区画整理事業の施行者(以下「施行者」という。)は、施行地区内の宅地の所有者が、その宅地の一部について換地を定めず、当該宅地について交付されるべき清算金に代えて当該宅地についての換地に施行者が建設する住宅(自己の居住の用に供するものに限る。)を与えるべき旨を申し出たときは、換地計画において、換地のほか、当該宅地について住宅を与えるように定めることができる。

(2) 施行者は、施行地区内の宅地所有者が、その宅地の全部について換地を定めず、当該宅地について交付されるべき清算金に代えて施行地区外に施行者が建設又は取得をする住宅等を与えるべき旨を申し出たときは、換地計画において、当該宅地について当該住宅等を与えるよう

の所有者の申出に基づき、その宅地の換地を復興共同住宅区内に定め、又は一定規模以下の宅地について共有化することができる。

以下のこととする。

して、施行地区外において、〔(2)により住宅等を与えるべき旨の申出をした者のために必要な土地を取得し、又はその土地を宅地に造成することを含む。)を行うことができる。

又は住宅の用途に供する建築物を建設するため必要な土地を取得し、又はその土地を宅地に造成することを含む。)を行うこと

ができる。

〔 公営住宅等及び居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設の用地

被災市街地復興土地区画整理事業の換地計画においては、施行地区内の宅地について所有権その他の使用収益権を有するすべての者の同意を得た上で、公営住宅等及び居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設の用に供するため、一定の土地を保留しての者の同意を得た上で、公営住宅等及び居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設の用に供するため、一定の土地を保留

地として定めることができるものとし、その処分金は、これらの者に交付することとする。

被災市街地復興推進地域内の第二種市街地再開発事業の特例

被災市街地復興推進地域内の土地の区域については、当該区域が都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三条の二第一号イ(昭和二十六年法律第一百九十三号)第十七条第三号(住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号))第二十九条において準用するは、当該災害の発生した日から起算して三年を経過する日までの間は、公営住宅法(昭和二十六年法律第一百九十三号)第十七条第三号(住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号))第二十九条において準用する場合を含む。)に掲げる条件を具備する者を公営住宅法第十七条各号(住宅地区改良法第二十九条において準用する場合を含む。)に掲げる条件を具備する者とみなす。

〔 住宅・都市整備公団法の特例

(1) 住宅・都市整備公団(2)において「公団」という。)は、住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号。(2)において「公団法」という。)第二十九条第一項

年法律第二百十九号)第二条第一項の事業と

10 住宅の供給等に関する特例

〔 公営住宅及び改良住宅の入居者資格の特例

大規模な災害により相当数の住宅が滅失した市町村で滅失した住宅の戸数その他の住宅の被害の程度について建設省令で定める基準に適合するもの(以下「住宅被災市町村」という。)の区域内において当該災害により滅失した住宅に居住していた者及び住宅計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業その他建設省令で定める市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となつた者については、当該災害の発生した日から起算して三年を経過する日までの間は、公営住宅法(昭和二十六年法律第一百九十三号)第十七条第三号(住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号))第二十九条において準用する場合を含む。)に掲げる条件を具備する者を公営住宅法第十七条各号(住宅地区改良法第二十九条において準用する場合を含む。)に掲げる条件を具備する者とみなす。

被災市街地復興推進地域内の土地の区域については、当該区域が都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三条の二第一号イ(昭和二十六年法律第一百九十三号)第十七条第三号(住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号))第二十九条において準用する場合を含む。)

官 報 (号 外)

から第三項までに規定する業務のほか、住宅被災市町村の復興に必要な住宅の供給等を図るため、当該住宅被災市町村の区域内において、委託に基づき、同条第二項第一号から第六号まで及び第八号の業務を行うことができる。

(2) 公団が、公団法第二十九条第一項第四号又は第十五号の業務を行う場合において、その業務が被災市街地復興土地区画整理事業、被災市街地復興推進地域内において行われる市街地再開発事業又は住宅被災市町村の区域内において行われる建設省令で定める戸数以上の住宅の建設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設に係る公団法第三十四条第一項各号に掲げる工事であるときは、当該工事に係る施設の管理者の同意を得て、その管理者に代わって、当該工事を施行することができる。

(3) 地方住宅供給公社法の特例

地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第二十一条に規定する業務のほか、住宅被災市町村の復興に必要な住宅の供給等を図るために、当該住宅被災市町村の区域内において、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管

住宅被災市町村の復興に必要な住宅の供給等を図るため、当該住宅被災市町村の区域内において、委託に基づき、同条第二項第一号から第六号まで及び第八号の業務を行うことができる。

(2) 公団が、公団法第二十九条第一項第四号又は第十五号の業務を行う場合において、その業務が被災市街地復興土地区画整理事業、被災市街地復興推進地域内において行われる市街地再開発事業又は住宅被災市町村の区域内において行われる建設省令で定める戸数以上の住宅の建設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設に係る公団法第三十四条第一項各号に掲げる工事であるときは、当該工事に係る施設の管理者の同意を得て、その管理者に代わって、当該工事を施行することができる。

(3) 地方住宅供給公社法の特例

地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第二十一条に規定する業務のほか、住宅被災市町村の復興に必要な住宅の供給等を図るために、当該住宅被災市町村の区域内において、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管

に市街地において自ら又は委託により行う住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理の業務を行うことができる。

11 討則  
12 その他  
13 附則

11 討則  
12 その他  
13 附則

この法律は、公布の日から施行する。  
〔二〕 土地区画整理法、都市開発資金の貸付けに関する法律、都市計画法、都市再開発法及び建設省設置法について所要の改正を行なう。

11 討則  
12 その他  
13 附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔二〕 土地区画整理法、都市開発資金の貸付けに関する法律、都市計画法、都市再開発法及び建設省設置法について所要の改正を行なう。

11 討則  
12 その他  
13 附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔二〕 土地区画整理法、都市開発資金の貸付けに関する法律、都市計画法、都市再開発法及び建設省設置法について所要の改正を行なう。

11 討則  
12 その他  
13 附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔二〕 土地区画整理法、都市開発資金の貸付けに関する法律、都市計画法、都市再開発法及び建設省設置法について所要の改正を行なう。

11 討則  
12 その他  
13 附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔二〕 土地区画整理法、都市開発資金の貸付けに関する法律、都市計画法、都市再開発法及び建設省設置法について所要の改正を行なう。

11 討則  
12 その他  
13 附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔二〕 土地区画整理法、都市開発資金の貸付けに関する法律、都市計画法、都市再開発法及び建設省設置法について所要の改正を行なう。

〔別紙〕

被災市街地復興特別措置法案に対する附帶決議

性の高いまちづくりに向けて、関係の諸施策を総合的かつ積極的に推進すること。

決議

衆議院議長　土井たか子殿  
建設委員長　遠藤　和良

平成七年二月二十一日

官 報 (号 外)

平成七年一月二十一日 衆議院会議録第八号

明治三十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

(第四号の発送は都合により後日となるため、第八号を先に発送しました。)

発行所	〒105 東京都港区虎ノ門1丁目1番4号
電話	03(3587)4294
定価	本号一部
配税	三円を含む103円